

内部仕分け調書

農林水産部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
1	函館農水産物ブランド推進協議会負担金	なし	0.3	0.0	0.0	函館産の1次産品の高付加価値化や「函館」の知名度を活かした販路の開拓および拡大などにより、生産者所得の向上、ひいては経営の安定・向上を図り、持続可能な一次産業を構築する。	函館産1次産品(農産物、水産物)を「函館」の知名度を活かし、農業協同組合と漁業協同組合との協働でPR・販売促進活動を行い、「函館」が品質が良く、安全で安心な『食』の産地であることをアピールする。	協議会の事業予定 ・生産ー消費者ニーズに基づく生産・販売活動および品質向上(安心・安全、ブランド化)に向けた生産者への支援 ・流通・販売ー市場等の既存流通との協働による販路の拡大 ・宣伝ー消費行動につながる効果的なPRおよび大消費地における知名度向上のPR	平成24年度中に協議会を立ち上げる予定であり、現段階での成果は検証できない。	250	現行どおり
2	農水産物生産品販路開拓・需要動向調査事業	なし	0.8	0.0	0.0	農水産物の生産者等がその生産物の加工・商品化、および販路の開拓・拡大をし、2次・3次産業が得ていた付加価値化による利益を生産者自らが得ることで生産者の経営の向上を図り、持続が可能な農業・漁業を構築する。	1次産業は収入の不安定さなどから担い手の減少傾向が続いているが、安全・安心な食品を生産・提供するという機能を発揮し続けるとともに、食糧自給率の向上という喫緊の課題に対応していくためにも、1次産品生産者の経営の安定・向上を図る必要がある。	・農水産物特性調査ー農水産物の生産時期、安定性、機能性、加工性等の調査 ・農水産物販路開拓調査ー大都市圏の百貨店等を訪問、生産品の需要動向から販路としての可能性を聞き取り調査 ・ニーズ・シーズの研究セミナーー需要者ニーズ・生産者シーズを共有、生産者の所得安定、流通・加工業の活性化・地域ブランドの向上のためのセミナーの開催 ・連携事業ー生産者、流通・加工企業を繋ぎ、農水産物加工品の商品化や販路を広げる	・農水産物の特性把握状況の聞き取り調査などから、生産者、流通・加工企業との連携が繋がり、農水産物加工品の商品化が生まれている。 ・販路の開拓により、スーパーなどにおける産直コーナーの設置が進んでいる。 また、農水産物見本市を開催するビジネスマッチング事業および農水産物を活用した試作品の開発を支援する開発支援事業を組み合わせることで、トータルでの目的達成を目指す。	400	現行どおり
3	農業・漁業担い手交流事業費	なし	0.2	0.0	0.0	一次産業に従事するものとして共通の課題を持つ農業・漁業の担い手の交流を図り、互いの理解を深め、仲間意識を醸成し、互いに刺激し合うことで起業家・経営者としての資質の向上を図る場の提供を目的としている。	生産者の経営安定のためには、多角化による収入増と経営コスト削減を図る必要があり、特に今後の地域一次産業を担う若手生産者の経営観念の発現など資質の向上に努めていく必要がある。	・共通課題認識や相互理解の場として意見交換会の実施 ・消費者からの直接評価や経営意識醸成のための協働直売活動の実施 ・資質向上(経営意識向上やブランド有効性、付加価値創出等)に資する講演会の実施 ・加工品の有効性(高付加価値化・6次産業化による新たな経営収入創出可能性)を知る場として加工品試作の実施	若手農業者と漁業者の相互交流および連携を通じ、当市一次産業の中核となる担い手の育成を目的に講演会、意見交換会を開催し、経営感覚の醸成と資質の向上を目的とした協働直売活動や農漁連携事業効果による担い手による新たな取組み(加工品販売)や農漁双方間による自発的な交流連携機会が醸成され農業協同組合イベントへの漁業担い手の参加等の農漁連携化効果が創出された。	450	見直し
4	北海道農業公社負担金	なし	0.1	0.0	0.0	農家人口の減少や経営者の高齢化、さらには農地の遊休化が進むなど農業生産力の低下が懸念されており、今後、農業生産基盤を維持していくために、次代の農業を担う意欲と能力のある青年農業者を育成・確保することを目的とする。	北海道農業公社において実施されている、就農希望者等に対する相談活動、就農支援資金制度などを有効に活用しつつ農業の担い手の育成確保を積極的に推進し、本市農業の持続的、安定的発展を図る必要がある。	北海道農業公社は、北海道担い手センターとしての機能も有しており、新規就農者や担い手育成支援等を国や北海道、各市町村担い手協議会と連携し、各種担い手関連事業を実施しているほか、様々な農業および畜産関連施策に係る事業を行っている。 ○主な事業 ①農業構造施策部門 農業担い手育成確保事業(就農研修資金および就農準備資金等)、農地流動化事業 ②農業農村整備部門 農村施設整備事業、農用地開発整備事業 ③畜産振興部門 酪農・畜産経営の支援、家畜改良増殖機能の強化 ④企画・管理部門 業務改善の促進、体質強化の促進 等	北海道農業公社において実施されている、就農支援資金制度を活用し、農業大学での受講や農家での受入研修時に必要となる資金の貸付が行われ、市内での新規就農定着がなされた。 また、平成24年度より国が実施する青年就農給付金(準備型)の事業実施主体でもあり、今年度1名の農業大学へ進学し、市内就農を希望する者への支援が実施される予定であるなど、今後も本市における新規就農者の創出・支援等に係る重要な役割を担う団体となっている。	135	現行どおり
5	北海道土地改良事業団体連合会負担金	あり	0.1	0.0	0.0	北海道土地改良事業団体連合会とは土地改良事業を行う者の協同組織であり、事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的としている。	土地改良事業を行ううえでの技術面及び運営面にわたる情報の提供・指導・支援、研修会の開催等により、事業の円滑な推進を図るために必要である。	・会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助 ・土地改良事業に関する教育および情報の提供 ・土地改良事業に関する調査、研究 ・国または道の行う土地改良事業に対する協力 ・会員の行う土地改良事業関係事業の金融改善 ・農地情報システムの一元管理、システムの提供	平成20年度より事業着手した土地改良事業(三軒家地区経営体育成基盤整備事業)の実施にあたり、研修会の開催(換地研修)、事業制度の指導や技術的な支援・他市町村の情報を受けることにより、円滑な事業進捗が図られている。	175	見直し
6	道南肉牛振興協議会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	道南地域の肉用牛生産に関する諸活動を組織的に展開し、高品質と低コスト生産により、道南ブランドを確立し、肉牛経営の安定・向上を図る。	函館市の肉牛生産農家が生産環境の変化に耐えられるよう、飼養管理上の安全性に対する意識の向上、品種の特性能力を充分に発揮させ、低コスト化を基本にした生産体系の構築をめざし、優良精液の確保・供給や、研修会、講習会の開催、情報提供、指導業務を行う。	構成団体 2市13町・新函館農協5基幹支店および3農協負担割合 ・市町村:平均割 ・農協・基幹支店:戸数割・頭数割 事業内容 生産振興・育種改良頭に係る諸団体との連携・協力、経営指標・繁殖牛・子牛育成飼養マニュアルの作成(黒毛和種)、資質向上及び資源確保対策(褐毛和種)、情報の収集・提供、視察研修・講習会の実施	畜産農家の経営向上に向けた、各種情報提供、研修、講習会の開催・参加、関係機関との連携した普及・啓発活動により、肉牛農家の生産意欲を高めている。	58	現行どおり
7	森林保護事業	あり	0.1	0.0	0.0	公共造林事業で植栽(人工造林・樹下植栽)した箇所の幼齢木を、野ねずみによる食害や食害による植栽木の枯死を予防することを目的とする。	植栽後間もない幼齢木については、秋期から冬期にかけて野ねずみの食害や食害による枯死が発生することから、殺そ剤の散布による野ねずみ駆除が必要である。	植栽地への殺そ剤の散布 14.32ha	殺そ剤散布による野ねずみの食害防止策は、研究機関(林業試験場等)により実証済みであり、また、実施箇所における食害が確認されていないことを鑑みても、幼齢木の食害による枯死を防止できているものと考えられる。	140	現行どおり
8	市有林管理所要経費	なし	0.3	0.0	0.0	市有林内の災害(土砂崩れ、倒木、鳥獣害)の監視や、入山者への山火事予防の啓発等を行うための巡回管理および市有林の維持管理を目的とする。	当市が所有する市有林(4799.51ha)の維持管理を行うための経費であり、公共造林事業など大規模整備事業で対応できない部分の必要経費である。	・市有林の維持管理に係る業務委託料(巡視、危険木・倒木等の伐採、雑草木の防除等)	市有林の適時適切な施業に寄与している。また、倒木・枝折等の被害防止のための剪定の実施など、災害の防止にも寄与している。	3,944	見直し

内部仕分け調書

農林水産部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
9	恵みの森づくり事業費	なし	0.3	0.0	0.0	本市の森林は、ミズナラなどの天然林やトドマツなどの人工林が広がり、動植物の生息の場であるとともに、水産業の基盤である豊かな海を保つうえで重要な役割を果たしていることから、森林保全に対する市民の意識向上を目的とする。	本市の基幹産業である水産業の基盤である豊かな海を保つため、必要な事業である。	・関係団体との日程等の調整 (1)開催場所 柏野町(恵山地区)市有地…0.25ha (2)参集者 150名(小学生、漁協関係者、一般参加者等) (3)事業内容 ドングリ拾い(小学生による苗づくり)、植樹会	事業の開催場所の規模の関係上、参加者数は横ばいに推移しているが、地元小学生などの事業参加者や関係団体に、森林の海に対する役割について、浸透していると考え。	700	見直し
10	北海道造林協会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	造林事業を推進し、森林・林業の活性化を図り、地域産業の振興と住民の福祉の向上に貢献し、みどり豊かな潤いのある地域社会を創造することを目的とする。	造林事業を推進し、森林・林業生産活動を活性化させていくため、当協会の運営に対して支援する必要がある。	活動内容 ・造林補助制度等の資料作成、配布 ・不在村森林所有者に対する普及啓発(ふるさと森林会議への参加) ・森林整備現地検討会の開催 ・枝打ちコンクールの実施(第10回)等	国や北海道に対して施策等の提言や要望活動、森林作業員の確保や労働条件の改善のための取り組みを実施した。また、木材価格の低迷から保育作業がままならない状況にあることから、現地検討会や枝打ちコンクールを開催し、森林所有者を直接表彰することで森林経営に対する意識高揚も図られたと考え。	97	現行どおり
11	北海道治山林道協会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	造林事業の促進および治山事業の普及啓発により、森林生産力の拡大、国土の保全、森林の多面的機能の充実および災害防止の促進を期し、林産業の発展および公共福祉の増進に寄与する。	国や地方の公共事業予算の縮減などにより、治山・林道事業は年々減少しているが、局地的な豪雨等により頻発する山地災害に備え、住民の安全で安心できる生活を守るとともに、地球温暖化防止吸収源対策を加速するために、治山・林道事業の着実な推進は不可欠であることから、当協会の運営に対して支援する必要がある。	活動内容 ・普及啓発のため植樹会等への協賛 ・技術向上のため優良事例視察研修会の実施	林野庁等関係省庁並びに関係国会議員に対する要望活動を実施した。 治山・林道事業の重要性と必要性を普及啓発し、事業の推進を図るため、治山林道写真コンクールの実施や関係図書の配布、や機関紙の発行を行った。 治山・林道事業に関する技術の向上のため、現地研修会や講演会、治山・林道工事等コンクールを実施した。	456	現行どおり
12	道南スギ産地形成推進協議会負担金	なし	0.0	0.0	0.0	道南地域の主要な造林樹種であるスギ資源の活用を促進するため、育林生産技術の普及啓蒙、利用加工技術および流通の改善普及に努め、地場需要の拡大を図り、道南スギ産地形成を推進し、スギ林業並びに林産業の振興に寄与することを目的とする。	道南地域は、古くからスギが植栽されてきた地域で、間伐を必要とする林分から成熟期を迎える林分まで幅広く分布していることから、これら資源の有効活用に向けた取り組みを実施する当協議会への支援として運営費補助は必要である。	活動内容 ・道南スギ利用促進交流会の開催 ・道南の森と住まいをつなぐバスツアーの開催 ・道南スギのPR用品等の作成	協議会では、これまで、スギ資源の活用促進や地場産材の需要拡大を図るため、見学会やパンフレットの作成、道南スギを使用したプリンター等の配布による啓蒙活動などの取組を行い地域住民の地材地消の意識高揚は図られてきていると考える。	13	現行どおり
13	全国森林レクリエーション協会負担金	なし	0.0	0.0	0.0	森林資源の有効利用、森林の環境保全等との調和の観点に立って、森林のレクリエーション利用の推進と林業経営の活性化等に寄与するとともに、国有林野等の利活用に関する調査研究等を行うことにより、地域社会の発展に資することを目的としている。	全国の国有林の中で、山岳、湖沼など一体となった美しい森林や野外スポーツに適した森林を「レクリエーションの森」として約1100箇所が林野庁により選定され、広く国民に森林レクリエーションの場として提供されているが、本市においても、特に景観が美しく、保健休養に適した森林という位置づけで恵山が選定されていることから、旧恵山町にて加入していたが、市町村合併を機に継続加入した。	・負担金の交付 内訳:年会費 30千円 ・森林レクリエーション事業の実施にあたっての要望活動 ・「緑の募金」「北の森21運動」「育樹祭」等を通じて森林レクリエーション利用に関する啓蒙活動の実施 ・地球温暖化防止に向けた植樹活動の実施	都市住民等の一般の森林利用に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝え森林の案内や野外活動の指導を行う「森林インストラクター」資格試験を平成3年度(平成17年から)は農林水産大臣・環境大臣登録事業から実施するなど、森林の持つ多面的機能を活用したレクリエーション利用への推進や普及啓蒙に加え森林環境教育活動の拡大に貢献している。	30	廃止検討
14	水産振興計画推進事業費	なし	0.1	0.0	0.0	・平成18年度に策定した函館市水産振興計画の推進にあたり、学識経験者、関係機関、市民による情報交換や連携の強化などを図るとともに、計画の円滑な推進や実施事業の検証などを行うことを目的として、函館市水産振興連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置し、本予算は当該会議運営に係る経費である。	—	・函館市水産振興計画は「水産都市函館の未来を拓く新たなチャレンジ」を基本理念と定め、「夢と希望と誇りに満ちた魅力有る水産業」となることを目指し、平成28年の目標値を①漁協経営体数:1,700経営体 ② 漁業生産量:80,000t ③ 漁業生産額 200億円とし、これらを達成するための4つの基本方針を設け、各種施策を展開するとともに、本協議会において、計画の円滑な推進や実施状況の検証などを行う。	・漁業は自然環境の影響が極めて大きく、一概に施策の効果把握がたいが、本計画により基本方針、基本方向に基づき各種施策を展開するとともに、本協議会において、計画の円滑な推進や実施状況の検証などを行う。	60	現行どおり
15	ウニ種苗生産供給事業費	なし	0.3	0.0	0.0	本施設は、函館市の重要な磯根資源であるウニの種苗を生産し、計画的に供給するために整備されており、ウニ資源の維持・増大を図り、地域沿岸の漁業振興に寄与することを目的としている。	当市では、ウニの生産量は全道でも上位に位置し、イカ・コンブに次ぐ基幹漁業の一つとして重要な資源である。しかしながら、近年高水温などの影響によりウニ資源が不安定となっており、安定的な資源の確保が求められている。そのため、本事業によりつくり育てる漁業を推進し、資源の増大・生産性の向上を図り、漁家経営の安定させる必要がある。	・種苗生産業務の委託事務 ・生産品(ウニ)の売買事務 ・施設維持管理業務 【生産個数】 戸井ウニ種苗センター エゾバフンウニ60万個、キタムラサキウニ102万個 恵山ウニ種苗センター キタムラサキウニ190万個	本事業は、つくり育てる漁業を推進し、資源の維持・増大を図ることにより漁家経営の安定に資するなど、重要な役割を果たしている。また、供給先の函館(根崎地区)・戸井・恵山・榎法華地域に健全なウニ種苗を安定して供給しており、資源の維持・増大に寄与している。	24,057	見直し
16	沿岸漁場等調査費	なし	0.2	0.0	0.0	近年の資源減少の要因として、海水温の上昇や漁場環境の変化が示唆されているほか、各事業で整備された施設について効率的な事業展開を図るため、当該施設の状況把握が必要であることから、各種調査を実施することにより、沿岸漁場の保全と漁業振興を図ることを目的とする。	浅海資源の適切な管理を図るため、水質や水温などの漁場環境を把握することは、環境悪化による漁業被害を未然に防ぐため、また、事業実施後の漁場調査については、各種事業が効率的に計画・実施されているかを検証するために必要である。	・事業実施効果調査 ・水質調査 上記調査を漁業協同組合等へ委託し調査を実施している。	本業務により、水質や水温などの漁場環境を調査していることから、関係団体との連携による漁場監視の徹底とコンブをはじめイカやサケなどの漁業活動の参考とされているほか、整備した漁場の調査により、漁場管理の徹底を図るとともに水基盤整備事業をはじめとした各種事業の効率的な事業展開のための指標となっており、沿岸漁場の保全と漁業振興を図るために寄与されている。	1,665	見直し

内部仕分け調書

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
17	油濁防止対策費	あり	0.2	0.0	0.0	本市は、三方を海に囲まれ、広い海域を有しており、また、漁業が盛んなこともあり、度々漁船による海難事故や大型船の座礁事故が発生している。本市の漁業は、コンブ養殖業や採介藻漁業などの沿岸漁業が主体であることから、海難事故等による油の流出によって、磯根資源をはじめ、養殖施設や定置網などに大きな被害を及ぼすことが危惧されている。油流出の際の被害を最小限に止めるためには、迅速な対応が求められることから、漁協と本市が初期対応に必要な資材等を備蓄し、初動体制を構築するものである。	沿岸漁業が主体の本市の漁業者にとって資源や施設への油流出は、死活問題ともなりかねない重要な問題であり、迅速に対応することが求められることから、貴重な資源等を守るため、漁協と本市が一定の資材等を整備し、万一の際に備える必要がある。	・資材等購入 ・油流出時対応 【資材等備蓄目標】 漁協と市が半分ずつ整備し、5漁協にそれぞれ吸着剤1,200枚、中和剤 10缶の備蓄を オイルフェンスは、漁船勢力等を考慮し、銭亀沢漁協分を60m、以外90mの備蓄を目指す。 1クール後は、使用不足分を補充していくこととする。	本事業を通じて、一定程度の資材等が整備され、油流出の際の初動体制が構築されたことにより、漁業資源及び施設への被害から未然に守られるとともに、油流出拡大の抑制に繋がった。	604	現行どおり
18	函館地域漁業就業者対策事業負担金	なし	0.1	0.0	0.0	市の主要漁業であるコンブ養殖業は、安定した漁業生産と漁業収入が期待できるものの、漁業者の減少、高齢化や後継者不足などにより、コンブ養殖の生産量も減少傾向にあることから、地域における就業の受入体制をつくり、新規就業者等の確保と定着を促進する取り組みを行い、持続的な生産体制の維持・強化を図ることを目的とする。	コンブ養殖は、安定した生産と漁業収入が期待できる地域漁業の柱になるものであり、長期的に安定した漁業経営を維持していくためには、とても重要な漁業とされている。しかし、新規に就業するためには、コンブ養殖等を理解し技術を習得するとともに生活できる環境が必要となるため、現実的に就業しにくい状況となっていることから、生産体制を維持し強化を図っていくためには、道・市・漁協等関係機関が連携してモデル事業を行い、課題等を修正・検討しながら体制の構築を図り、新規就業者の受入定着を促進する必要がある。	コンブ養殖を習得するための施設や養殖漁家による指導体制等の整備、漁業就業支援フェアや漁業体験研修について、関係機関が連携したモデル事業を実施している。また、課題等を修正・検討しながら受入体制の構築を図る。 1. 漁業体験研修の実施(養殖漁家に2週間程度滞在) 2. 長期実践研修の実施(漁業体験研修後、北海道漁業就業支援協議会(国費)の支援により最大12ヶ月の長期的な実践研修) 3. 長期実践研修(2年目研修)の実施(北海道漁業就業支援協議会(道費)の支援により最大6ヶ月の継続研修) 4. 受入体制の構築についての検討	新規就業希望者を募り他地域から希望者1名を選定し、指導漁業者と一体で平成23年6月に14日間の体験研修を実施した。さらに、研修者本人の意向を確認したうえで、継続して7月から12月までの前期6ヶ月間の実践研修、平成24年1月からの後期実践研修を実施することができた。 現在は、技術習得の仕上げとなる2年目研修に移行しており、平成25年には新規就業する予定である。	376	現行どおり
19	北海道水産会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	・本会は、北海道水産関係者の社会的、経済的地位の向上を図り、水産資源の培養、開発及び漁業経営の安定並びに水産関連産業の振興に資することを目的として設立された団体であり、本会への加入負担金である。	・当市の水産振興にあたっては、水産関係機関との協調・連携が必要である。	①水産政策の推進に関する事業(国や北海道に対する施策の提言や要請活動) ②水産業安定対策の確立に関する事業(漁業所得補償制度の調査研究、食育・魚食普及研修会、料理教室開催ほか) ③国債漁業対策の推進に関する事業 ④貝殻島区域昆布採取協定対策に関する事業 ⑤会員並びに他産業等との連絡協調に関する事業 ⑥旧漁業権者救済等対策に関する事業 ⑦北海道漁業就業支援協議会に関する事業(担い手対策)。ほか	本会の活動を通じた国費や北海道の水産関係事業予算への反映などが図られたほか、本会が設置した北海道漁業就業者支援協議会と函館戸井地域漁業就業者対策協議会の連携において新規就業者対策事業を行った。	100	廃止検討
20	北海道栽培漁業振興公社負担金	なし	0.1	0.0	0.0	栽培漁業の推進に関する調査、技術開発、指導、情報提供などを行い北海道の栽培漁業を推進し、漁業の振興を図ることを目的としている。	漁業振興を図るための、栽培漁業に関する調査・情報提供や技術指導などに優位性が高く、また、ウニ・アワビ・ヒラメ・クロソイ・マツカワなどの種苗生産及び供給体制を整えて、当市内の漁協はじめ全道に対し各種種苗を供給するなど栽培漁業を進めるうえで必要不可欠な団体となっている。	1. 栽培漁業に関する知識、技術の普及と指導を目的とした「育てる漁業研究会」・「漁業生産技術研修会」の開催、機関誌「育てる漁業」の発刊、道内48ヶ所沿岸の水温・気象をまとめた北海道沿岸漁場海況速報の発刊など 2. 各種種苗の生産と供給(ヒラメ・マツカワ・アワビ・ウニ・ニシン・クロソイ・ハタハタなど) 3. 調査事業の実施(国・道ほかの調査を受託) 4. 漁協等が行う栽培漁業振興事業への助成(広域的回遊性魚種2/3、地域的回遊性魚種および定着性魚種1/2) 5. その他	本団体は、全道域に水産情報の提供や各種種苗生産および供給事業などを行っており、漁業振興に寄与されている。当市においては、ウニ・アワビ・ヒラメ・クロソイ・マツカワの種苗放流により、水産資源の増大・生産性の維持向上、漁家経営の安定に貢献している。	50	現行どおり
21	北方地域漁業権補償推進委員会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	・本会は北方領土に存在した旧漁業法に基づく漁業権に対する国家補償の実現を図る要求運動を展開する団体であり、本会への加入負担金である。	・当市は歴史的に、北方領土の択捉島と漁業関係で縁が深く、旧漁業権所有者が多数居住しており、本会の活動を通じて補償要求運動を展開するものである。	・当会は北方領土に存在した旧漁業法に基づく漁業権に対する国家補償の実現を図る要求運動を展開している。	・本件について、国等への要請活動を実施	270	廃止検討
22	北海道漁船海難防止・水難救済センター負担金	なし	0.1	0.0	0.0	三方を海に囲まれ、漁業を基幹産業のひとつとしている本市にとって北海道漁船海難防止・水難救済センターの展開している漁船海難防止及び水難救済にかかる各種事業は市民の「人命」や「財産」を守る上で重要な役割を担っていることから、センター運営の円滑化と事業展開の強化を図るため、沿岸市町村会員として本市も負担金を支出している。	漁業及びレジャー等の海を利用する人たちの「人命」や「財産」を守るための海難の未然防止と救済などの各種事業のほか、漁業者を中心に組織され、水難救助や捜索活動等を担っている水難救済所への出動報奨金事業や救難所員災害救済事業などによって救難所員の活動を支えているところであり、未然防止のための啓発活動から事故後の対応までにおいて広く事業を展開していることから、海に対する依存度が高い本市としては、北海道漁船海難防止・水難救済センターの事業展開を支えるために相応の負担をしていく必要がある。	・総会の対応 ・海難防止パレード等各種事業対応 ・「漁船海難防止・水難救済センター全道大会」輪番制対応	北海道漁船海難防止・水難救済センターの会員として、応分の負担金を支出することによって、海難防止等の各種事業が展開され、事故の未然防止に繋がっている。また、海難事故発生後の対応を担う救難所の活動に対する支援事業も展開され、救助や捜索体制の整備にも寄与している。	689	現行どおり
23	水産都市協議会負担金	なし	0.0	0.0	0.0	・本会は、全国各地の水産関係都市が直面する各般の問題に対処し、解決をはかるための具体的方策を推進するために設立された団体であり、本会への加入負担金である。	・当市の水産振興にあたっては、水産関係機関との協調・連携が必要である。	・本会の主な平成23年度事業は次のとおり。水産施策等の充実強化に関する提言・要望の取り纏めおよび関係方面への要請。	・水産施策等の充実強化に関する提言・要望の取り纏めおよび関係方面への要請が行われた。	7	廃止検討
24	函館湾漁場環境保全対策連絡協議会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	函館湾の海洋汚染を防止し、漁場環境を保全するため、広域的見地から諸般の調査、研究、その他必要な事業を行い、水産業の健全な発展を図ることを目的とする。	函館湾に属する沿岸の漁場環境を保全し、水産業の健全な発展に資するため、広域的な見地より、保全対策に関する事業を積極的に推進していく必要がある。	1. 漁場環境保全対策 ・連絡会議の開催 ・定期観測等調査の実施(海域調査、河川調査) ・調査結果の分析および報告 2. 啓発事業 ・広報活動の実施 3. その他 ※加盟団体 …… 函館湾に関連する2市1町および2漁協で計5団体(函館市・北斗市・七飯町/函館市漁協・上磯郡漁協)	当協議会が継続して漁場環境保全対策に取り組んできたことにより、函館湾の水質・底質の悪化を防止するとともに赤潮が発生しないように監視されている。また、これらの事業の展開により、自然豊かな漁場を守ることに貢献している。	152	現行どおり

内部仕分け調書

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
25	津軽海峡地域水産人工種苗育成供給連絡協議会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	ヒラメやクロソイの人工種苗中間育成および放流を行い、津軽海峡域における水産資源の増大と漁家経営の安定を図ることを目的としている。	津軽海峡域の水産資源の増大と漁家経営の安定を図るためには、対象とする魚種の回遊性等を考慮し、その広域的な観点から関連する市町や漁協が連携して栽培漁業に取り組んでいく必要がある。	1. ヒラメの中間育成と種苗放流を実施 2. クロソイの中間育成と種苗放流を実施 ※加盟団体 …… 津軽海峡沿岸の6市町および7漁協で計13団体	津軽海峡地域に属する市町や漁協が連携して、ヒラメやクロソイの資源増大と漁家所得の向上を図るために種苗の中間育成と放流を実施しており、対象魚種の資源増大が図られ生産の増加と漁家所得の向上に寄与されている。	253	現行どおり
26	えりも以西栽培漁業振興推進協議会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	えりも以西太平洋海域における栽培漁業海域拠点センターを活用し、えりも以西太平洋海域の漁業振興を図る。	海域における漁業振興を図るためには、関係機関や関係者による連携によりマツカワ等の種苗生産放流事業の円滑な推進と栽培漁業の定着を促進させる必要がある。	1. マツカワ種苗生産放流事業(平成18年度より、マツカワ100万尾の種苗生産と種苗放流) 2. マツカワPR事業 3. 資源管理型栽培漁業のための広域種資源造成支援事業に協力(主体:北海道栽培漁業振興公社) 4. その他 *負担金として、協議会分と事業分を負担し、漁獲負担金として漁獲実績の10%を漁業者が事業負担している。	拠点センターの整備により、平成18年度からマツカワ100万尾体制の種苗生産事業を実施し、計画どおりに放流されている。その結果、マツカワの資源増加と生産性の増大に寄与している。	238	見直し
27	北海道さけ・ます増殖事業協会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	本協会は、全道のさけ・ますふ化放流等の質的向上と効果的な推進を図るため、増殖事業の調整管理および事業支援などの総合調整を促進し、もってさけ・ます資源の維持・増大に努めることを目的としている。	さけ・ます資源の維持・増大を図るためには、全道の沿岸漁業に関わる市町村や漁協等が連携して増殖事業に取り組む必要があり、その総合調整を担っている本協議会の役割は非常に大きいものがある。	1. さけ・ます増殖事業の推進(人工ふ化放流計画原案の取りまとめ、地区組織と連携して効率的・合理的な事業の推進) 2. さけ・ます増殖事業等への支援(民間増殖団体が取り組むさけの増殖事業に対し支援) 3. さけ・ます増殖事業に関する広報・啓発(天然のさけ・ますが安心・安全な食品であることを広く国民に紹介) 4. さけ・ます資源高品質化推進事業(放流適地調査等の支援、補助事業の実施に係る連絡調整など) 5. その他(河川の環境保全対策、国・道への要請活動など)	本協議会に中心となって、さけ・ますの事業展開により、当市のみならず全道的な資源の維持・増大が図られ、沿岸漁業の振興に寄与されている。	10	現行どおり
28	渡島地区漁業環境保全対策協議会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	渡島管内の河川と沿岸の公害監視を強化し、環境の保全と資源管理意識の向上を図ることを目的とする。	北海道渡島管内では、広大な森林と河川からの恵みを受け、豊かな漁場を形成しておりますが、一方で各種開発工事による汚濁流出や工場排水などによる河川汚濁をはじめ、漁場環境に悪影響を及ぼす要因が依然として後を絶たない状況にあります。このような中で、北海道新幹線工事や高速・高規格道路の大規模整備事業が推進されていることから、継続して河川や漁場の監視を強化し、安全安心な水産物の生産基盤となる漁場環境を保全する必要があります。そのためには、当協議会の継続的な運営が必要である。	1. 公害未然防止体制の確立(事前協議体制の推進、公害防止協定等の締結促進) 2. 漁場環境保全及び漁業系廃棄物処理対策(環境保全パトロールの実施及び水質調査の実施) 3. 公害問題・廃棄物処理に関する調査及び情報収集・情報提供活動(報告書の作成及び報告会の開催、環境保全対策に関する研修会の開催、先進事例調査・視察の実施、啓発運動の推進など) 4. その他 ※加盟団体 …… 渡島管内の10市町および14漁協で計24団体	当協議会が継続して漁場環境保全対策に取り組んできたことにより、渡島管内の河川・漁場環境の悪化を防止するとともに、自然豊かな漁場を守ることに貢献している。	126	現行どおり
29	漁港施設管理所要経費	あり	0.8	0.0	0.0	漁港は、北海道が管理者であるが、北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき、事務処理の一部を市町村が担い、それに伴い漁港利用料等の一部が権限委譲事務交付金として市町村に交付されている。本市では、この交付金を原資として、それぞれ管轄する漁港の管理業務を漁協に委託している。また、本市としては、漁港管理に係る統括的な業務の一部担っている。	漁港は漁業生産の拠点として整備され漁業者を中心に利用されていることから、漁業者によって構成されている団体であり、漁港の利用形態を熟知している漁協に漁港管理業務を委託することで効率的かつ適正に管理される。また、本市としても利用者の利便性などを確保しながら、漁港管理を円滑に進めるためには、統括的な業務を担う必要がある。	・契約締結 ・漁港パトロールカード確認・進達 ・漁港用地借上事務	漁期に併せた漁船の係留や漁業者の漁港施設利用の調整などの管理業務を漁港の利用形態等を熟知する漁協が担い、また、市がそのほかの統括的な管理業務を担うことで、適切な管理の役割分担のもと、有効的かつ円滑な漁港利用が図られた。	6,026	現行どおり
30	北海道漁港漁場協会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	漁港漁場等の整備については、現在、第3次漁港漁場整備長期計画及び漁港海岸整備事業長期計画に基づき進められているところであり、本協会では、この長期計画の促進するための予算確保に向けた要請活動をはじめ、漁港整備、漁港海岸保全にかかる道単独事業の予算確保の要請や漁港愛護運動の啓蒙活動などに取り組んでいる。	漁業を基幹産業のひとつとして、その生産拠点である漁港を25港を有し、漁場造成を進めている本市としては、漁協や水産関係団体などともに、北海道漁港漁場協会の活動を通じて、漁港漁場関係事業の整備促進に努めていく必要がある。	・負担金支出 ・総会・全国漁港漁場大会対応	北海道漁港漁場協会の会員として、応分の負担をすることによって、漁港漁場関連事業の整備促進に繋がっているほか、漁港・海岸の愛護運動の啓蒙普及が図られた。	1,362	現行どおり
31	水産物地方卸売市場管理費(施設管理費)	なし	0.4	2.0	0.1	市場業務を円滑に運営するため	市場の敷地確保や市場内の警備委託や各設備の保守点検等を行うことにより、市場業務を円滑に運営するために必要がある。	・光熱水費 市場で使用した電気料、水道料、ガス料を市が支払い、業者使用分は後日納付書にて納付。 ・警備、清掃等委託費等 市場内の警備や清掃委託、各設備の保守点検を実施。 ・港湾施設用地使用料 市場の荷捌き地等のための用地(30,724㎡)を港湾空港部より借り上げ	市場内の海水濾過装置や各種ポンプ類が故障すると、市場運営に多大な影響を及ぼす。また、荷捌き用地等を借り上げなければ、市場は通常の運営ができない。これら事業を実施することにより、最低限の市場機能運営に寄与している	110,769	見直し
32	水産物地方卸売市場管理費(漁船誘致対策費)	なし	0.4	0.3	0.2	水産市場の活性化と主に加工原料(冷凍いか)の確保を図る	水産市場の活性化のみならず、「いか」などの加工原料を安定的に確保することにより、地域水産加工業の振興にもつながり、必要である。	・水揚げ船に対する謝礼 ・水揚げ船に対する船舶給水の無料サービス ・「中型いか釣り漁船」等の船主に対しての水揚げ要請	中型いか釣り漁船の水揚げについては、漁場形成や価格等に大きく左右されるため、その直接的効果の検証は困難だが、近年の当市場の水揚げ実績は数量・隻数とも一定水準で推移しており、この事業の効果も寄与しているものと考えられる。	3,839	現行どおり

内部仕分け調書

農林水産部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
33	水産物地方卸売市場魚食普及対策協議会負担金	なし	0.4	0.0	0.0	水産物地方卸売市場魚食普及協議会(市民に生鮮魚介を初めとする水産物の認識を深め、消費拡大を図ることを目的に設置)への負担金	近年進行する消費者の魚離れによる消費低迷対策および市場活性化のために必要と考える。	<ul style="list-style-type: none"> 水産市場関係業界で魚食普及対策協議会を設立し、各種魚食普及の活動を展開する。 各種料理研修会の開催や学校給食での魚食普及拡大に向けた調査・研究を進めるほか、水産物に関するセミナーなどを実施する。 	<p>昨年度は、高校生および函館市食生活改善委員推進委員(ヘルスマイト)を対象とした料理研修会を開催し、学校給食への食材提供を行ったほか、卸売業者が主体となり実施したドコフェアにより水産物の消費拡大を図られた。</p> <p>また、料理研修会においては、アンケート調査を行った結果、継続を要望する声が多数あり、当該研修会を受けて独自に料理教室を実施するなど、市民への魚食普及に繋がっている。</p>	400	現行どおり
34	北海道市場協会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	北海道市場協会への加入負担金	北海道内の市場開設者や卸売業者等78団体が協会に加入しており、各市場の状況把握や意見交換等ができる場であり、必要と考える。	北海道内における卸売市場の健全な育成強化を図り、もって円滑な生鮮食料品の流通と価格の安定に寄与することを目的として設立された協会である。各他市場との情報交換や年1回研修会を実施している。また、年6回「市場荷主通信」が発行されており、道内卸売市場の経営分析や全国の卸売市場の取扱高等が掲載されており、市場運営に関して重要な情報が入手できる。	会議等の参加により、道内の各開設者や卸売業者との各市場の課題や問題点について、意見交換かできる場である。また、年に1回研修会を開催しており、国の卸売市場整備基本方針や北海道の市場整備計画などについての説明や学識経験者の市場運営に関する講演会などを行っている。	50	廃止検討
35	全国公設地方卸売市場協議会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	全国公設地方卸売市場協議会への加入負担金	全国の市場開設者77団体が協議会に加入しており、各市場の状況把握や意見交換等ができる場であり、必要と考える。	全国の公設地方卸売市場間の連携を密にし、管理業務の適正な運営を図ること目的として設立された協議会である。通常総会や北海道・東北ブロック会に出席し、各他市場の視察や情報交換および研修を受けてきている。また、国からの資料等がその都度メールで送付される。	会議等の参加により、全国の各開設者との意見交換や諸課題を協議かできる場である。また、各市場の使用料の額や取扱高等の資料を協議会で作成しており、市場運営に関して重要な情報を入手できる。	50	廃止検討
36	水産物地方卸売市場自治会負担金	なし	0.4	0.1	0.3	自治会の各事業費の負担金	市場内や駐車場等の共用部分の清掃費やゴミ搬出費の受益者負担分であり必要である。	市場駐車場等の清掃費、市場内共用部分(トイレ・廊下・ホール等)の清掃費、トイレトーパー等の消耗品、ゴミ搬出の経費を負担する。	市場内外の清掃等衛生管理の徹底を行っている。	3,098	見直し
37	青果物地方卸売市場管理費(施設管理費)	なし	0.2	0.2	0.0	青果物地方卸売市場の光熱水費(電気、上下水道、LPガス)	青果物地方卸売市場の光熱水費で運営に必要なライフライン	青果物地方卸売市場を使用している卸売業者、仲卸売業者、関連事業者等の光熱水費が主で各使用者に設置の電気、水道、ガスのメーターで使用量を読取り市から各事業者に請求している。	各事業者とも省エネを実行し私用光熱水費の削減に努めている。	32,280	現行どおり
38	青果物地方卸売市場管理連絡協議会負担金	なし	0.2	0.2	0.0	青果物地方卸売市場の廃棄物処理および清掃ならびに活性化対策のため	青果物地方卸売市場管理連絡協議会は卸売業者、仲卸業者、関連事業者、買受人および市で組織しており、市場の施設の管理および場内の秩序を保持し、市場の円滑な運営と活性化を図るための協議会で、主な事業として、市場内で発生する廃棄物の収集運搬処理、市場活性化対策事業を実施している。負担金は、これらの事業に対する分担金で、市場の開設者責任として負担している。	<p>廃棄物の収集運搬処理および場内清掃費等に関する負担金として、これらの費用合計の17%を負担。</p> <p>また、市場活性化事業に関する負担金として概算事業費の1/2(限度額50万円)を負担している。</p>	<p>廃棄物処理や場内清掃は食料品を取扱う卸売市場にとって重要で年々市場関係者の美化意識の高まりが強くなっている。</p> <p>また、市場活性化事業では、平成22年度市民に対する感謝イベントとして、「市場まつり」を開催し、約6,500人の来場者に青果物の魅力等を十分にPRし、昨年度は函館市食生活改善推進員(ヘルスマイト)を対象にした産地見学会や料理教室を開催し、青果物の普及を図った。</p>	2,500	現行どおり